

款で定めなければならず（会社108②六）、その場合には、①と②の合計数は発行可能株式総数を超えることもあり得る（会社法入門115頁）。

Q 7 設立時資本金の額

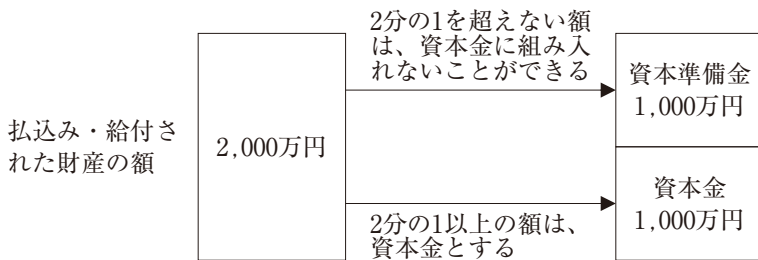
株式会社設立時の資本金の額に制限はあるか

(1) 資本金の額

株式会社設立時の資本金の額は、設立に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み（金銭出資の場合）または給付（現物出資の場合）をした財産の額をいう（会社445①）。

ただし、実際に払込みまたは給付がなされた額の2分の1を超えない額までは、資本金として計上しない（資本金に組み入れない）ことができる（会社445②）。資本金として計上しないこととした額（払込剰余金）は、資本準備金として計上しなければならない（会社445③）。

<例図>



(2) 株主となる者が払込み・給付をした財産の額

株式会社を設立するに際し、株主となる者が当該株式会社に対して払込みまたは給付をした財産の額とは、次の①および②に掲げる額の合計額から、③に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とされる（会社445①～③、会計規43①）。

【会社法445条1項 [株式会社の資本金の額]

株式会社の資本金の額は、この法律 [会社法] に別段の定めがある場合を除き (→ **memo.**)、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。



株式会社の設立につき株主となる者が株式会社に対して払込みまたは給付をした財産の額 = ① + ② - ③



会社法34条1項 [発起設立における出資の履行] または63条1項 [設立時募集株式の払込金額の払込み] の規定により払込みを受けた金銭の額 (次の①または②に掲げる場合における金銭にあっては、当該①または②に定める額)

① 外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合 (②に掲げる場合を除く)

① 当該外国の通貨につき払込みがあった日の為替相場に基づき算出された金額

② 当該払込みを受けた金銭の額 (①に定める額を含む) により資本金または資本準備金の額として計上すべき額を計算することが適切でない場合

当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

+

会社法34条1項 [発起設立における出資の履行] の規定により金銭

<p>②</p>	<p>以外の財産（以下「現物出資財産」という）の給付を受けた場合にあっては、当該現物出資財産の給付があった日における価額（次の①または②に掲げる場合における現物出資財産にあっては、当該①または②に定める額）</p> <p>① 当該株式会社と当該現物出資財産の給付をした者が共通支配下関係となる場合（当該現物出資財産に時価を付すべき場合を除く）当該現物出資財産の当該給付をした者における当該給付の直前の帳簿価額</p> <p>② ①に掲げる場合以外の場合であって、当該給付を受けた現物出資財産の価額により資本金または資本準備金の額として計上すべき額を計算することが適切でないとき ①に定める帳簿価額</p>
----------	--

①

<p>③</p>	<p>会社法32条1項3号に掲げる事項「成立後の株式会社の資本金および資本準備金の額」として、設立に要した費用の額のうち設立に際して資本金または資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額と定めた額</p>
----------	---



設立に要した費用の額のうち、設立に際して資本金または資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額と定めた額は、当分の間、零とする（会計規附則11五）。

memo. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、資本金の額の減少がある（会社445⑤・447・449）。

の増加による変更登記の申請日までの日となる。

- ⑧ 代表取締役が登記所に届け出ている印を押す。

○資本金の額が会社法および会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（自己株式の処分を伴う場合） ①

資本金の額の計上に関する証明書

- ① 払込みを受けた金銭の額（会社計算規則第14条第1項第1号）
金〇〇円 ②
- ② 給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額（会社計算規則第14条第1項第2号）
金〇〇円 ③
- ③ ①+②
金〇〇円
- ④ 株式発行割合 ④

$$\frac{\text{発行する株式の数〇株}}{\text{発行する株式の数〇株} + \text{処分する自己株式の数〇株}} = \text{〇〇}\%$$
- ⑤ ③×④
金〇〇円
- ⑥ 自己株式処分差損（会社計算規則第14条第1項第4号） ⑤
金〇〇円
- ⑦ 資本金等増加限度額（⑤-⑥） ⑥
- ⑧ 資本準備金として計上する額 金〇〇円 ⑦
- ⑨ 増加する資本金の額（⑦-⑧） 金〇〇円 ⑧
- 金〇〇円

募集株式の発行により増加する資本金の額〇〇円⑨は、会社法第445条及び会社計算規則第14条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日 ⑩

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 ⑪

- ① 募集株式の発行手続において「自己株式の処分を伴う場合」とは、募集株式の発行に際して、募集株式に係る株式を発行する株式会社が、会社法199条以下の募集株式の発行等の規定に従って引受人に対し自己株式を交付する場合をいう。自己株式の交付については、自己株式のみの交付の場合と新たに発行する株式と自己株式の交付とを併用する場合とがある。

自己株式のみの交付の場合には、資本金の額（または資本金の額と資本準備金の額）および発行済株式の総数の変更はない。新たに発行する株式と自己株式の交付とを併用する場合には、新たに発行する株式に係る部分の資本金の額（または資本金の額と資本準備金の額）および発行済株式の総数が増加する。

- ② 払込みを受けた金銭の額を記載する。
- ③ 現物出資がある場合に記載する（金銭出資のみの場合は記載不要）。募集事項（会社199①）で定めた現物出資財産の給付期日（給付期間を定めた場合は給付の日）における価額を記載する。この日を基準としたのは、給付期日（給付期間を定めた場合は給付の日）に募集株式の引受人は募集株式の株主となり（会社209①）、資本金の額（または資本金の額と資本準備金の額）が増加するからである。

「価額」とは、時価をいうものと解されている（弥永・計算規則194頁）。なお、出資をした者における帳簿価額を計上すべき場合（会計規14①ニイ・

ロ)には、帳簿価額を記載する。

- ④ 「株式発行割合」とは、募集株式の発行をする場合において、新たに発行する株式数（新株式数）と処分する自己株式の数とを合計した総株式数に占める新株式数の割合をいう。

このことを会社計算規則では、「当該募集に際して発行する株式の数を当該募集に際して発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう」と規定している（会計規14①柱書）。本書式例「④株式発行割合」の計算式で示される。

(例①) 募集に際して発行する株式（新株）の数が0株で、処分する自己株式の数が1,000株とした場合には、

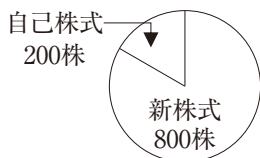
$$\text{株式発行割合} = \text{発行する株式の数}0\text{株} \div (\text{発行する株式の数}0\text{株} + \text{処分する自己株式の数}1,000\text{株}) = 0\%$$



募集株式数	1,000株
新株式数	0株
自己株式数	1,000株
株式発行割合	0%

(例②) 募集に際して発行する株式（新株）の数が800株で、処分する自己株式の数が200株とした場合には、

$$\text{株式発行割合} = \text{発行する株式の数}800\text{株} \div (\text{発行する株式の数}800\text{株} + \text{処分する自己株式の数}200\text{株}) = 80\%$$



募集株式数	1,000株
新株式数	800株
自己株式数	200株
株式発行割合	80%

- ⑤ (1) 「自己株式処分差損」とは、自己株式処分差額が負の値の場合における当該差額をいう（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準6項）。

自己株式の処分の対	自己株式 処分差損	自己株式処分差額 が負の値の場合に おける当該差額
-----------	--------------	---------------------------------

自己株式 処分差額	価から自己株式の帳簿価額を控除した額 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準4項)	自己株式 処分差益	自己株式処分差額が正の値の場合における当該差額 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準5項)
--------------	---	--------------	--

【自己株式処分差損を求める計算式】(会計規14④四)

自己株式処分差損 = 当該募集に際して処分する自己株式の帳簿価額 - {(出資財産の価額 - 株式交付費用) × 自己株式処分割合}

出資財産の価額 = 「資本金の額の計上に関する証明書」の① + ②
株式交付費用 = 当分の間、零とされている(会計規附則11一)。

自己株式処分割合 = 「1 - 株式発行割合」で得た割合(会計規14④四
口括弧書)をいう。

株式発行割合 = 「資本金の額の計上に関する証明書」の④の計算式である。当該募集に際して発行する株式の数を、当該募集に際して発行する株式の数および処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう(会計規14④柱書)。

(2) 自己株式処分差損が生ずる場合の取扱いについて

自己株式処分差損が生ずる場合には、その他資本剰余金を減額することとなるが、新株の発行と自己株式の処分とを同時に行うような場合において、資本剰余金を減少させてまで(場合によっては、その他資本剰余金のマイナス表示をしてまで)、資本金等を増加させることは適切ではないと考えられることから、そのような場合には、処分差損を当該募集によって増加すべき資本金等の額から控除することとし

ている（法務省令の解説72頁、会計規14①四）。

(3) 自己株式処分差益について

自己株式の処分に係る会計処理に関しては、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準委員会）に従い、自己株式処分差益については、その他資本剰余金を増額することによって対応する（法務省令の解説72頁、会計規14②一）。自己株式の処分により払込みを受けた金額のうち、自己株式の帳簿価額を超える部分は、自己株式処分差益としてその他資本剰余金に加算することになり、会社計算規則14条1項4号の額は零となる。

⑥ (1) 【資本金等増加限度額を求める計算式】（会計規14①）

$$\text{資本金等増加限度額} = (\text{出資財産の価額} - \text{株式交付費用}) \times \text{株式発行割合} - \text{自己株式処分差損}$$

出資財産の価額 = 「資本金の額の計上に関する証明書」の①+②

株式交付費用 = 当分の間、零とされている（会計規附則11一）。

(2) 【資本金等増加限度額の計算例】（募集株式の交付に係る費用等は零とする（会計規附則11一））

株式会社が自己株式を取得するためには、その取得対価を支払っているのが一般的である。この取得価額（対価）が自己株式の「帳簿価額」である。

(例) 募集株式1,000株を発行するについて、新たに発行する株式を800株、自己株式を200株とした場合において、1株の払込金額が1万円とすると、自己株式の帳簿価額が1株1万5,000円であるときは、1株当たり5,000円の損失が発生し、200株では100万円（5,000円×200株）の自己株式処分差損が出る。

この場合の資本金等増加限度額は、次のようになる。

資本金の額の計上に関する証明書

① 払込みを受けた金銭の額（会社計算規則第14条第1項第1号）	
	金1,000万円
② 給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額（会社計算規則第14条第1項第2号）	
	金0円
③ ①+②	
	金1,000万円
④ 株式発行割合	
	$\frac{\text{発行する株式の数800株}}{\text{発行する株式の数800株} + \text{処分する自己株式の数200株}} = 80\%$
⑤ ③×④	
	金800万円
⑥ 自己株式処分差損（会社計算規則第14条第1項第4号）	
	金100万円
⑦ 資本金等増加限度額（⑤－⑥）	
	金700万円

- ⑦⑧ 資本金等増加限度額（⑦の額）の2分の1を超えない額を資本金として計上しないこと（資本準備金）とした場合には（会社199①一・445②③）、その旨を記載する。この場合には、資本準備金の額を決議した機関（→Q34）の議事録等を添付しなければならない。資本準備金を定めなかった場合には、⑧⑨の記載は不要である。
- ⑨ 資本準備金がない場合は、⑦の資本金等増加限度額を記載する。資本準備金がある場合は、⑨の増加する資本金の額を記載する。